

第2回障害者施策推進協議会（11月17日）

（中嶋課長補佐） 皆さんおはようございます。鳥取県障がい福祉課の中嶋と申します。オンラインで御参加の委員の皆様、こちらの音声と画像は大丈夫でしょうか。聞こえてますでしょうか。ありがとうございます。そうしましたら、定刻10時を過ぎましたので、ただいまより、令和5年度第2回鳥取県障害者施策推進協議会を開会させていただきたいと思っております。それでは開会に先立ちまして障がい福祉課長の中野より一言御挨拶のほう申し上げます。

（中野課長） はい。皆様おはようございます。鳥取県障がい福祉課長の中野でございます。お忙しい中、本日はお集りいただきましてありがとうございます。オンラインの皆様もありがとうございます。本日は施策推進協議会の今年度の2回目ということで、主に障がい者プランの改定について御議論いただければと思っております。前回の協議会でも意見をいただきまして、また、書面でも皆様から意見をいただいているところです。それを踏まえて、プラン改定案というのを再度整理いたしましたので、これについて、皆様より御意見をいただきまして、ある程度の改定案の中身というのを、今日決定していきたいと思っております。皆様より忌憚なき御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（中嶋課長補佐） はい、それでは議事のほうに移りたいと思っておりますが、まず、最初に本日の配布資料について確認をさせていただきます。事前に送付のほうさせていただいておりますが、資料の議事資料として、資料の1～4、あと参考資料として2つ、参考資料1と、参考資料2のほうお配りさせていただいております。皆様、御確認いただけたらと思っております。次に発言をされる際のお願いを申し上げます。本日の会議では手話通訳など、情報保障が必要な委員の方がいらっしゃると思いますので、御発言をされる際は、まずお名前のほう述べていただきまして、その後に簡潔にゆっくりと御発言をいただきますようお願いいたします。なお、発言の途中であっても内容に不明な点ですとか、発言のスピードが速いとかそういったことがあれば、遠慮なく挙手してお知らせいただけたらと思っております。

また、本日の会議はこちらの県庁会場とオンラインのハイブリットで開催のほうしております。オンラインで御参加の委員の皆様には、通常時はミュートにさせていただき、御発言の際のみミュートを解除していただきますようお願いいたします。また、本日の出席者につきましては、お配りしている名簿のとおりでございますので、こちらをもって紹介のほうとさせていただきたいと思っております。なお、本日出席ということでさせていただいております橋本委員におかれましては、急遽御欠席となりましたのでお知らせいたします。また、本日、事務局の県の障がい福祉課のほか、子ども発達支援課、スポーツ課、特別支援教育課、精神保健福祉センター、そして中部、西部の各総合事務所のほうからも参加のほうしております。

それでは早速議事のほうに移りたいと思っておりますが、以後の進行につきましては、花島会長のほうにお願いしたいと思います。花島会長よろしく願いいたします。

（花島会長） 皆さんおはようございます。鳥取県の鳥取大学病院脳神経内科の花島でございます。本日は障がい者プランの改定を議事するというところで、とても大事なものですので、皆様活発な御意見をよろしく願います。それでは早速議題の1、鳥取県障がい者プランの改定に移りた

いと思います。事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

(中嶋課長補佐) はい。県障がい福祉課の中嶋と申します。鳥取県障がい者プランの改定についてということで、私のほうから主に資料の2と資料の3のほう用いて、御説明のほうさせていただきたいと思います。前回の6月30日開催されました協議会においては、この障がい者プランのうち、障がい者計画の骨子について御議論いただきました。これを踏まえまして、障がい者計画の改定案のほう作成をいたしました。また、委員の皆様には事前に改定案のほう送らせていただき、御確認をいただきまして、また、御意見のほうもいただいておりますので、そちらに対する回答も含めて、主に新規の記載内容について御説明のほうさせていただきたいと思います。

それでは資料の2、鳥取県障がい者プランの改定について(見直し概要)、こちらのほうについて御覧いただけたらと思います。こちらの資料には今回の障がい者計画の改定の主な概要についてまとめております。こちらのうち、1番の基本理念、共に生きる社会の構築。あと、2番の基本目標、基本理念を達成するための目標ということで3つ、地域で安心して暮らす。地域で学び、働き、社会参加を推進する。共に暮らす社会への実現。こちらにつきましては、前回の協議会でも御説明のほうさせていただきましたが、現在のこのプランと大きな変更はございません。内容につきましては、こちらの本日お配りしている資料のとおりとなりますので、こちらのほう御確認いただけたらと思います。

続きまして資料の3番、プランへ総合的・横断的に反映する内容についてです。こちらにつきましても、前回の協議会におきまして御説明のほうさせていただきましたが、全部で12項目上げております。これまでは6項目でしたが、さらに6項目加えております。主に国の第5次障害者基本計画の内容ですとか、障害者権利条約に基づく国連勧告。あと、昨年度制定をしました鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例、こちらの理念などを踏まえまして、新たに6項目のほう追加しております。なお、資料のほうには今回新しく追加する項目につきましては、冒頭に(新)、新しいということで記載のほうしております。

その項目のうち、資料の2ページ目を御覧ください。一番上になりますけれども、緊急時における対応、こちらについて、今回、委員から御意見のほういただいております。それで、申し訳ないですが、資料の3のほう御覧ください。こちらのナンバー1、一番上になりますが、諸家委員からいただいた御意見ですが、インターネット環境にない方にも配慮した情報提供、こういったものが必要ではないかといった御意見をいただきました。ICTを進めるということも必要ですが、ICTの環境がない方、あるいはこういったのが苦手な方もいらっしゃる。そういった方への配慮ということになります。御意見を踏まえまして、こちらの資料の右欄のほうで対応のほう記載させていただいております。全ての障がい者が、避難時及び避難所において情報確保ができるよう、ICT機器を含む様々な手段で、必要な情報を得ることができる体制の確保といった記載のほうに変更のほうさせていただいております。

それでは、資料の2のほうに戻っていただけたらと思います。続きましては4番、分野別施策の基本的方向に関する主な改正内容についてです。こちらが、今後県が取り組んでいく施策の方向性ですとか、そうした具体的内容をお伝えした部分になりますが、こちらが今回の計画の改正のメインになる部分になるかと思っております。資料の4番の資料の丸ポツで記載のほうしております

が、前回の改正が令和2年度でしたので、主に令和3年度以降の社会情勢、法令改正の動向を踏まえた県の取組ですとか、今後、県として取り組んでいく方向性等を踏まえて作成したものとなります。それでは項目に沿って説明のほうさせていただきたいと思います。まず1番、生活支援についてです。(1) 相談支援体制の充実・強化等についてです。まず、1つ目の丸ポツですけども、障がい福祉サービスにつながっていない方をサービス利用につなげていくために、市町村が行っている障がい福祉制度など、情報発信の取組、こうしたことについて支援をするということについて新たに記載をしております。こちらにつきましては、今年度からこうした取組を行う市町村に対して県のほうで支援を行う制度というのをつくりましたので、これをさらに進めていくというような観点で記載のほうしております。

次に2つ目の丸ポツです。障害者相談員についてです。こちらにつきましては資料の3のほう御覧ください。飛び飛びで申し訳ないです。こちらのほうが事前に委員の皆様からいただいている御意見になります。こちらにつきましては、山根裕委員から御意見のほういただいております、身体障害者相談員の活動が十分機能していないと見受けられる市町村への県の積極的な関わりは必要ではないかというような御意見をいただきました。この御意見を踏まえて、こちらの右欄のほうに書いてあるような記載をちょっと盛り込ませていただきたいと考えております。内容につきましては、様々な相談事に対して、当事者や家族の目線に立って相談援助を行う障害者相談員の活動は重要なものであることから、実施主体である市町村に対し、相談員との連携・活用について働きかけを行うなど、地域での相談活動が継続されるような必要な取組を行っていくと。こういった記載を新たにさせていただいております。

続きまして、資料2のほうに戻っていただけたらと思います。同じく1番、生活支援の(2) 在宅サービス等の充実の項目ですが、こちらの安心サポートファイルについて親御さんが元気なうちに、我が子を事業所ですとか、段階的に託していくための引継ぎ書である安心サポートファイルにつきましては、全県にわたる普及促進とか、親亡き後のサポート体制の構築を進めていくと、そういった記載を新たにさせていただいております。

続きまして、(3) 障がい児支援の充実の項目です。障害児入所施設からの円滑な移行調整スキーム。これにつきましては、令和4年度児童福祉法の一部が改正されまして、県が主導となって、こうした移行調整の協議の場の設置をしていくと、設置によって支援体制を整備していくということが明記のほうされましたが、これに沿って県のほうでこうした体制の構築を検討していくと、そういったことについて記載のほう新たにしております。また、令和3年度に設置をしましたサポートセンターきき、こちらのほう中心とした難聴児の相談支援など、きこえない・きこえにくい子どもたちへの切れ目のない支援体制を構築していくということについて、新たに記載のほうしております。また、児童発達支援センター、こちらを令和4年度の児童福祉法の改正で地域における中核的な役割を担うとして、明確にされたところですが、このセンターが行うスーパーバイズ・コンサルなどによる地域の障がい児支援の底上げですとか、障がい児の地域社会への参加・包容の推進、そういったことについて記載のほうさせていただいております。

次に(4) 重度障がい児者(強度行動障がい児者、医療的ケア児者)の支援の強化についてです。こちらにつきましては、今回の改定で新たに項目立てをさせていただいたものでございます

が、重度の障がい児者が希望する形で、安心して社会生活ができるような支援を行っていくと、こういったことについて、その取組等について記載のほうしております。まず、強度行動障がい児者についてですが、まず、受皿の促進ということで、グループホームなどで強度行動障がい児者を受け入れるために必要な、例えば、突起物の撤去ですとか、窓の補強など、こうしたことに要する整備に対しての支援を行っていくこと。

また、強度行動障がい者は、サービス利用に当たっては長い期間にわたって丁寧な環境調整というものが必要となります。こうしたことから適切なサービス利用につなげる体験事業という支援を行うといった内容を記載しております。さらに、在宅の強度行動障がい者への支援の促進ということで、安定的なサービス利用ができていない在宅の強度行動障がい者の支援をしていくために、市町村ですとか、相談支援事業所ですとか、各事業所など、関係機関による支援体制の構築をしていくといったことを記載しております。

次に、医療的ケアが必要な方への支援についてということで、医療機関への移動に関する保護者の身体的・経済的な負担を軽減するために看護師の派遣などに必要な経費を支援すること、こういったことを記載しております。また、在宅の医療的ケア児の支援体制を強化するということで、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの充実、こうしたものを図っていく、充実に図っていくということについて記載をしております。資料ページが3ページ目ですが、令和4年度に県内3か所に開設をいたしました医療的ケア児支援センター、こちらのほう中心として、相談支援体制の構築ですとか、関係機関との連携などによる地域生活の支援の実施についての記載をしております。また、医療的ケアが必要な方の地域生活の支援ということで、看護職員を配置する生活介護事業所ですとか、グループホームを支援して、医療的ケアを必要とする方が日中サービスを利用しながら地域生活が送れる、そういった環境づくりをしていくということについて記載をしています。

飛んで申し訳ない、資料3のほうを御覧ください。こちらのほうのナンバーでいくと3番になります。項目3で、山根美代子委員から重度の障がい児者は、重度障がい児者イコール施設入所という考え方ではなく、在宅ですとか地域でどう暮らしていけるか一緒に考えてほしいとの御意見をいただきましたが、対応としては今回新たに項目化させていただきました重度障がい児者への支援の強化というところで、こちらのほうの取組を含めて、本人や家族の意向に応じた環境整備をしていくことや支援の充実に図っていくということで記載のほうさせていただいております。

では、資料の2のほうに戻っていただきまして、次の(6)の人材育成確保についてです。こちら令和4年度に県の自立支援協議会のほうが協議のほうしまして策定をいたしました**鳥取県障がい福祉人材育成ビジョン**、こちらを基にした計画的な研修実施などを行っていくことについて記載のほうしております。続きまして、項目変わります2番、保健医療についてです。(2)精神保健・医療の提供等についてということです。こちら令和2年～4年度までの3か年間、西部圏域のほうで実施しておりました地域移行を目指す精神障がい者に対して多職種・多機関が連携して支援していくという、そういった取組のほうを行ってまいりましたが、こちらについて全県的に展開していくといったことについて記載のほう新たにしております。

次に項目変わります3番、安心・安全についてです。(1)防災対策推進、感染症等への備え

です。令和3年度に災害対策基本法のほうが一部改正のほうされまして、避難行動要支援者の個別避難計画の策定が努力義務化されました。こうしたことを踏まえまして、避難計画は市町村が行うんですが、市町村が行う個別避難計画の策定、そういった策定の支援、指導ですとか助言のほう行っていくということについて記載のほうをしております。また、医療的ケアが必要な方の避難に係る対応力の向上ということで、医療的ケアが必要な方につきましては、例えば医療器材ですとか、スペースの確保といった、通常の避難とはまた別に配慮する必要がある、そういった避難になりますので、避難訓練そのものは市町村のほうが行いますが、こうした市町村が実施する医療的ケアが必要な方を対象とした避難訓練に対して、県として必要な助言ですとか、アドバイスとか、器材の貸出しなど、こういったことを行うなどして、その対応力向上のための支援を行うということについて記載をしております。

また、新型コロナ5類に変わりましたが、こうした新型コロナへの対応の教訓、こういうことを踏まえまして、今後コロナではなくまた新たな感染症等ということが流行することも想定はされます。こういった感染症などが流行した場合でも必要な事業継続が、事業所に必要な事業継続が図られるよう、事業所に対して支援を迅速に行うような体制の準備をしていることについて記載のほうしています。

続きまして、項目変わりました、4番、情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実についてです。まず、(1)情報アクセス・コミュニケーション支援の充実ですが、こちらのほうICT相談窓口を中心とした、このICT相談窓口は令和4年度から県のほうが民間事業者のほうに委託をして設置のほうしておりますが、こういった窓口を中心としたICT機器の利用等に関する支援体制の充実ですとか、情報支援機器等を活用した情報アクセシビリティの向上を図っていくことについて記載のほうしております。続きまして(5)手話言語条例に基づく施策の展開についてということで、これ毎年行っております手話パフォーマンス甲子園を含む手話フェスティバル、このフェスティバルは今年度初めて開催したものでございますが、こうした取組を通じて手話言語に関する情報発信を継続して行っていくことについて記載をしております。それでまた、遠隔手話サービスですとか、電話リレーサービスの利用促進・定着化を通じた新しい手話言語によるコミュニケーション環境の創出をしていく、そういったことをついて記載のほうしております。

続きまして項目変わりました、5番、生活環境についてです。(3)公共施設等のバリアフリー化の推進ですが、これ鳥取県の福祉のまちづくり条例、これが令和4年2月に改正、10月に施行されまして、建築物のUD、ユニバーサルデザイン整備、そして運営、サービスについて、利用者目線で助言を行うUDアドバイザーを登録、派遣する、こういった制度が新たに設けられましたが、その登録者数を増加するための養成講習会の受講者ですとか、登録、こういった働きかけを行っていく、積極的に行うことについて記載のほうをしております。

続きまして、項目変わりました6番、雇用・就業等についてです。(1)障がい者雇用の促進についてですが、障がい者が働きやすい職場づくりのためのガイドブックですとか、障がい者雇用の取組事例の紹介動画などによって、企業に対して障がい者雇用に関するノウハウの提供を実施していくということについて記載のほうしております。またページ変わりました4ページ、(5)

工賃向上に向けた取組についてですが、こちらにつきまして前回の協議会でも御説明のほうさせていただきましたが、これまで工賃3倍計画として別途計画のほう策定しておりましたが、今回工賃向上計画に改定した上で、この障がい者プランのほうへ一元するというようにさせていただきます。こちらのほうにつきましては、現在別の検討会のほうで議論、審議のほうされているところがございます、最終的にはそちらのほうで議論した内容についてこちらの項目のほうに掲載のほうさせていただき予定としております。

続きまして、項目変わりました7番、教育・スポーツについてです。まず(1)の教育についてですが、特別な支援を要する幼児児童の教育ニーズに応じた多様な学びの場の整備、合理的配慮というところ、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みを構築していくことについて新たに記載をしております。続きまして(2)スポーツ等の推進についてですが、再来年開催されますパリパラリンピックですとか、2025東京デフリンピックの開催を見据えて、県内の障がい者アスリートの有望選手ですとか、団体のトレーニングや大会への参加等の支援を行っていくことについて記載のほうしております。

ちょっと資料飛んで申し訳ないですが、資料3のほう御覧ください。ちょっと項目番号が抜けておりますが、一番下の欄です。諸家委員からいただいている御意見で、東京デフリンピックの普及啓発への取組について御意見いただきました。それにつきましては御意見のほうを書き加えまして、右欄に記載しているとおり、文言のほう追加させていただきたいと考えております。具体としてはアスリート、自治体、スポーツ関係団体等と連携を図営ながら県内の様々なイベントで周知を行うなど、大会の認知度向上に向けた取組を積極的に行っていきます。

文化、芸術についてですが、こちらにつきましては先ほどもありました工賃向上計画と同様、これまで別途策定をしていた障がい者アート計画について、こちらのほうで一元化のほうさせていただきたいと思っております。こちらにつきましても、現在別の検討会のほうで議論は進めているところがございますので、そちらの内容について、最終的にこちらの項目のほう、掲載のほうさせていただきたいと考えております。

続きまして、項目変わりました9番、差別解消及び権利擁護の推進についてです。(1)障がいを理由とする差別解消の推進ですが、障害者差別法が令和3年に改正されまして、令和6年の4月1日から、民間事業者のような合理的配慮の提供が義務化されます。これに伴いましてこの合理的配慮の理解をさらに進めていくための広報ですとか、啓発活動、一層推進していくということについて記載のほうしております。続きまして、(3)権利擁護の推進についてですが、これ県の自立支援協議会というのがございまして、その中に専門部会のほうがございます。それで昨年度からこの専門部会に権利擁護部会というものを設置のほういたしました。こちらの専門部会のほうでこうした権利擁護の課題解決に向けた横断的な議論の展開を図っていくということについて記載のほうしております。

最後に、10番、あいサポート運動の推進等についてです。(1)あいサポート運動の推進ですが、来年あいサポート運動が15周年を迎えますが、これを契機としたあいサポート研修資材の作品などによって、県民に対するあいサポート運動の周知ですとか、広報に一層の推進を図っていくことについて記載をしております。(2)障がい及び障がい者理解の促進ですが、ヘルプマーク

の普及のために、例えば様々な各研修会ですとか、イベント開催時など、機会を捉えてヘルプマーク普及のためのチラシを幅広く配布するなど、普及に向けた取組を実施していくことについて記載をしております。そのほかにも細かい修正事項等ございますが、以上が主な新規項目の内容になります。

続きまして、資料3のほう御覧ください。それで、こちら先ほどの説明のほうでも一部御説明のほうさせていただきましたが、まずちょっと説明ができていない部分について説明のほうさせていただきます。まず、上から4つ目という項目の4ですが、山根美代子委員からいただきました御意見で、土日祝日の通所事業所は、平日と土曜、祝日とも利用時間が短くて困っている。時間延長していただきたいという内容です。こちらにつきましては、時間の延長とかにつきましては事業所の判断によるものがございますので、施策というプランへの反映としては、直接はいたしませんで、今回は御意見として拝受さしていただけたらというふうに考えています。最後にナンバー5公共交通の関係ですけれども、こちらにつきましては諸家委員からいただきました御意見で、公共交通について利用者の利便性を高め、かつ、交通事業者が事業を継続できる方策の十分な検討が重要であるとの御意見のほういただきました。こちらにつきましては、障がい者に限らず、県内の公共交通機関の維持・存続に関することであることから、こちらにつきましては別の公共交通の活性化協議会ですとか、交通に関する会議において議論のほうしていきたいというふうに考えております。以上、長くなりましたが事務局からの説明は以上となります。

(花島会長) 御説明ありがとうございます。ただいまの事務局からの御説明について、委員の方々から何か御意見とか御質問がございましたら御発言のほどお願いいたします。山根様ですよ。手挙げてらっしゃいます。

(中嶋課長補佐) 今本さんが最初に。

(花島会長) そうですか。すみません。こちらからだ見えなかったの。じゃあ、お先の。

(中嶋課長補佐) はい。最初に今本さん。

(花島会長) お願いいたします。御発言どうぞ。

(今本委員) はい。今本です。さっき諸家委員の質問の内容の、質問の説明がありましたけど、盲ろう者にもちょっと関係があるので、情報を把握できない、盲ろう者の場合ですけども、ろう者には口頭で情報をくれる人が多いですが、特に盲ろう者で高齢の人は情報がほとんど取れなくてというところで、そのサポートは今、足りない状況なので、もっとサポートが必要だと思えます。それからまた、私個人の話ですけども、あるスポーツに参加したんですが、そのときに通訳介助者と一緒に行きましたが、通訳介助者はいらないとと言われて私一人になりました。一人では何もできないので、非常に孤独感を感じた。それで、そういうことで、盲ろうについてはまだ理解がいついていないと思っています。その課題と、また、盲ろう者の支援センターが今、西部の米子にありますけど、中部、東部はまだありませんので、相談支援もなかなか難しい状況で、それで、中部、東部のほうの者は孤独な状況が続いてるかなと思います。それが課題かなと思っています。以上です。

(花島会長) はい、ありがとうございます。ただいまの御意見に対して県のほうから何かコメントございますでしょうか。事務局いかがでしょう。

(中野課長) はい。鳥取県障がい福祉課長の中野です。ありがとうございます。盲ろうの方への情報保障というのは、本当にしっかりとしていけないと思っております。現在も障がい者プランの中で情報保障のところはしっかりと書かせていただいております。例えば意思疎通支援の充実ということで、資料の4の新旧でいうと26ページ、27ページ、28ページ辺りです。聴覚障がいのある方や盲ろうの方への支援というのを、例えば28ページのところであれば盲ろう支援センターを中心に派遣事業を充実させるですとか、そういう意思疎通支援の人材育成をしっかりとやっていくというようなところは既に記載をさせていただいております。

ですので、プランの修正というよりも個別の施策でしっかりと対応していくということで、おっしゃるとおり西部にセンターがあるけれども、東部、中部での集まりがないというようなところはサロンの開催ですとか、あと、センターの開催についても、中で、概要もいただきまして、中で施策としてちょっと検討しているところですので、個別施策の対応として引き続き検討していきたいと思っております。以上です。

(花島会長) はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい、じゃあ、そのプランの実現に向けてということでございますね。

(今本委員) ありがとうございます。

(花島会長) はい、それでは山根様に移ってよろしいでしょうか。じゃあ、山根様、お願いします。

(山根委員) 鳥取県身体障害者福祉協会の山根です。私がたくさん言うわけにもいかないので、1点だけ。来年の4月1日から障害者の差別解消法が全面的に施行されますけど、この障がい者の差別解消法という趣旨を一般企業の人たちはよく分かっているか、それからもう1つは、市町村が本当にそういうことを理解しているのかというように私は危惧をしております。厳しいことを言ったら、配慮もないようなことになると困るような格好になると思いますので。やっぱりどういところで障がい者の差別解消をどうするか線引きとか、そういうことがなかったら大変なことになります。障がい者の人は法律はこうなっているから合理的配慮をすると言われるし、企業のほうは合理的配慮なので、いろいろ考えたけれど極端な話ができないって言ったときは結局そこで摩擦が出て、結局裁判みたいなことになってくるような格好にもなりますので。その辺のところは県もですけど、市町村も市民の窓口ですので、やっぱりそこらへんをよく理解していないと問題があるように私は思っています。以上です。

(花島会長) はい、ありがとうございます。企業の対応についてのコメントいただいたと思いますが、県のほうで何かこれに関してございますでしょうか。

(中野課長) はい。障がい福祉課長中野です。おっしゃっていただいたとおり、来年の4月1日から民間企業の合理的配慮の義務化が施行されます。それで、合理的配慮というのは過度な負担にならない範囲で障がいのある方に合理的な配慮をしなくてはいけないという内容ですけれども、非常に個別ケースによって様々対応が変わってきます。ですので、どういう場合にどういう配慮が必要になるかという事例をきちんと蓄積して行って、それで、それを県内に周知して行って、みんなに知ってもらうという活動が非常に重要なのかなと思っております。単に義務化されますということだけを周知してもあまり意味がなくて、具体的な事例をしっかりと共有して、それ

で、本当に中身を分かってもらおう取組が必要だと考えています。

先日やったあいサポートシンポジウムというのを中部のほうでやりましたが、そこでも合理的配慮の内容、非常に詳しく説明をしましたし、あとは実際に企業、スーパーとか呼んで、具体的な取組を共有したりというシンポジウムを開催しました。そこにほかの企業の方も傍聴しに来られたりしていて、一定の成果はあったのかなと思っていますが、引き続きずっと多分周知をしていかなとなかなか浸透していかないと思っていますので、しっかりと周知啓発というのは積極的にやっていきたいと思います。また、市町村のほうにも同じくそういう取組が必要だと思いますので、市町村へもしっかり働きかけをしていきたいと思っています。以上です。

(花島会長) はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(山根委員) 分かりました。

(花島会長) オンラインのほうで山根美代子様のほうが手挙げてらっしゃるので、山根さんどうぞ。つながりますか。

(山根委員) 先ほどのプランの意見のほうなんですけれど、4番の日曜祝日の通所事業所は平日土日祝日ともに利用時間が短くなって困っている。時間延長してくださいという部分なんですけれど、私もいろいろ意見をいただきましたし、まとめることがあまりよくできていませんが、この障がいの子もたちを高齢の親が日常生活を営む上での理解をしていただき、生活力を補う必要があるというふうに保護者の方とはどうか、親の方は言うておられるので、やっぱり障がい福祉サービスのニーズの把握をきめ細かにしていただいて、地域生活を希望する、地域生活ができるような御理解をいただけたらなということだと思っているので、その面での保護者の意見を代わりに言わせていただきます。以上です。

(花島会長) ありがとうございます。県のほうは先ほども少し対応で御説明いただきましたが、もう少しコメントいただけますでしょうか。

(中嶋課長補佐) はい。障がい福祉課の中嶋です。御意見のほうありがとうございます。なかなか時間の延長とかにつきましては、事業所の御判断になるということではありますが、確かに、おっしゃられるとおりニーズを把握した対応というのは必要だと思いますので、我々にとっても、県の地域自立支援協議会等々ございますので、そうした中で、今後施策として議論、場合によっては事業者へとか、使う経緯などについても行って、施策として行ってまいりたいと思います。以上です。

(花島会長) ありがとうございます。いかがですか。大丈夫でしょうか。

(山根委員) よろしくお願いします。

(花島会長) はい、ほかに御意見がある方いらっしゃいますでしょうか。現地のほうで手を挙げてらっしゃる方いらっしゃいますか。中嶋さん現地のほう大丈夫ですか。

(中嶋課長補佐) 障がい福祉課の中嶋です。こちらの県庁会場等、特に御意見のほうはございません。

(花島会長) ありがとうございます。それではこれまでの議事以外でも結構ですが、ほかに特別、特に御意見がある方いらっしゃいますでしょうか。お一人手を挙げてくださっているのは、安達さんでしょうか。はい、安達さん、どうぞ。

(安達委員) お願いいたします。あと2件ほどなんですけども、孤独・孤立を防ぐ温もりある支え愛社会づくり推進条例に基づくというふうな中で、非常に期待している援助者の孤立・孤独を防ぐということで、今回のプランの中にケアラーのケア、援助する人のケアっていうことは、どれだけ新しく盛り込まれたのかなということが聞きたいということと、あと、先ほどの2番の保健・医療の項目なのか、ちょっとここがふさわしいのか分からないんですけども、今、精神保健のことが高校教育の中にも指導されるように、またなっておりますけども、早期発見ということで、さらに若い方というか、学生さんとかにも周知していくっていうのはすごく大事なことだと思うんですけども、そういうことっていうのは、このプランに盛り込むべきではないのかなと、それが2番なのか、教育なのかっていうところで、という意見でございます。

(花島会長) はい。重要な御意見だったと思いますが、県のほうでは少しいかがでしょう、少し織り込められるでしょうか。

(中野課長) はい。障がい福祉課長中野です。安達さん、御意見ありがとうございます。ケアする側のケアという視点、本当に大事だと思っています。プランの記載自体には、例えば新旧で言うと、5ページ、6ページが横断的視点っていうことで、結局どの分野にも通ずる話っていうので、こういう横断的視点として明記する必要があるかなと思っていて、今回もこの記載を充実させています。それで、その最後の中で、6ページで、この孤立ですけれども、援助を行うもの、援助を受けるものの孤独・孤立を防ぐ取組を推進していきますということで、援助を行う側もしっかりと視点に入れてやっていくというのは、まさに大事なことだと思っていたので、それをあえて特出しして明記をしているというところです。ですので、個別施策に書くと全部になりますので、こういう横断的視点というところで記載をさせていただきました。

あと、早期発見・早期治療というところは既に、特に精神の部分では重要なことですので新旧でいうと16ページ、17ページ以降です。いろんなところにその気持ちは既に盛り込んでいるところでもあります。例えば17ページの冒頭ですけれども、精神障がいのある方の早期退院と地域移行を推進するためにも包括を進めていくことが必要ですというところがございますし、各取組においても早期発見・早期治療をやるためにこういうことをしていきますっていうのが18ページの真ん中ですか、早期発見・早期治療を促進します、そういったところは既に記載をしておりますので、この点については従前からほとんどに重要なことだと思っていますので引き続きやっていきたいと思えます。例えば20ページの上のほうですね、多職種・多機関連携の地域移行の取組を進めていますが、こちらについても入院中の方の早期退院というのをやっていくというところで早期発見・早期治療・早期の支援というところは引き続き重要なところだと思っていますので、プラン記載もありますし、引き続きやっていきたいというふうに考えています。以上です。

(花島会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(安達委員) 一応、一通り目を通して、一番発症の時期といいますか、それが10代の頃には、今、学校教育とか、その学生に向けたといいますか、その教育の中に何か盛り込めないかなというふうな、もちろん早期発見だとかにも包括とか新しくどんどん進んでいるのは分かるんですけども、何かそういうところがあればなというふうな気持ちがあったので。また何かあったら意見します。

(花島会長) はい、ありがとうございます。それではオンラインで手が挙がっている檜山様どうぞ。

(檜山委員) 檜山と申します。お願いというような内容になるんですけども、資料2の生活支援のところでは重度障がい児者の支援強化で受皿の5の取組の促進を上げていただいて、今後頑張ってもらってというところは理解しているんですけど、現実的にはなかなか受皿が進んでいないってところで、山根委員さんも言われたように、在宅支援のやっぱり並行しながら進んでいくのかな。特に人材が不足することで相談支援をやっても受けてくれないっていう現状が障がい福祉の事業所の中でも結構あって、なかなか相談支援でも苦労しているところなんです。それはそれとしても意見として言いたいのは、在宅支援で少し生活を豊かにするっていうところで、障がい福祉サービスだけではなく障がい者アート計画の中に検討していただきたい項目があって、今いろいろイベント的なことをたくさんしていただいたり、いろんな自己実現のチャンスをつくっていただいたりということは承知しています。ただ、そこに出ていけない人とか、リモートでのコンサートとかの案内もたくさんあるんですけど、小中高、学校関係でしたら鳥取県文化財団等がやっておられる芸術宅配便っていうような事業がありますが、これは集団、そういう学校にではなく、集団に向向くというような事業です。それで、どうしてもなかなか出ていけない方っていうのもやはりあって、

(中嶋課長補佐) 檜山さん、

(檜山委員) はい。

(中嶋課長補佐) すみません。県庁障がい福祉課の中嶋ですけども、ちょっと音声若干途切れ途切れになっているところがありますので、申し訳ないです。ちょっとマイクのほうにちょっと向かって御発言をいただけたらと思います。すみません。よろしくお願ひします。

(檜山委員) はい。では、芸術宅配便のような制度になっても、何ていうのかね、訪問型の芸術宅配便のようなもっと気軽に使えるようなアート体験、音楽体験、そういうものができるような仕組みを障がい者アート計画の中に入れていただけないかなと思っています。

(中嶋課長補佐) すみません。鳥取県障がい福祉課の中嶋です。檜山さん聞こえますでしょうか。

(檜山委員) 私は聞こえているんですけど、そちらが聞こえていないということですね。

(中嶋課長補佐) そうですね、ちょっと音声、多分マイクでうまい具合にちょっと拾え切れてない部分があるかと思いますが、チャットとかでちょっと文字で概要についてちょっといただくことは可能でしょうか。

(花島会長) ちょっと私のほうはちょっと途切れ途切れながら聞こえたんですが、その受皿が現実的にはあまり人材不足もあって進んでいないということをおっしゃったのと、アート体験に関して、イベントで出ていかれない方のために芸術宅配便みたいなようなものも織り込んでいただけないかっていうのが御意見だったと思います。いかがでしょう。私の声は聞こえていますでしょうか。

(檜山委員) はい。聞こえています。

(中嶋課長補佐) はい。県庁障がい福祉課の中嶋です。花島先生、すみません。前半部分がちょっと多分音声がちょっと途切れて、

(花島会長) 私のほうもですか。受皿が現実的に相談員の人材不足もあってなかなか進んでいないのではないかということです。これはちょっとプランより一歩進んだ現場の話も絡むと思うんですが、その点が問題だっというお話が前半でした、聞こえますでしょうか。

(中嶋課長補佐) ありがとうございます。はい、聞こえます。

(花島会長) いかがでしょう、ちょっと今回のプランよりも、もうちょっと現実的な話になって難しい部分もあると思いますが、後半のアートの宅配便についての御意見も少しいただければと思います。

(中野課長) 障がい福祉課の中野です。ありがとうございます。おっしゃるとおり、在宅サービスの充実というのは引き続きやっていかないといけないと認識しています。施設だけじゃなく在宅で日中サービスを使いながら暮らされている方も多くいますので、在宅のサービス、あとは日中活動のサービス、訪問系のサービスいろいろありますがしっかりと維持・充実というのもしっかりとやっていきたいと思っています。プランには様々そういうことは記載をしているんですけども、文言だけではなく取組としてしっかりとやっていけたらと思います。

そういう文化芸術に触れる機会というのをしっかりとつくっていく必要があるということだと思います。ちょっと今ここでそういう出張とか、訪問の宅配便みたいなのができるかはちょっとお約束はできませんけれども、ただ、箱を用意してそこに来てもらうっていう形だけではなくて、家からでも楽しんでいただけるようなやり方っていうのをちょっと引き続き検討したいなとは思っています。例えばバリアフリー美術館っていうのを、今年の2月くらいにオープンをしましたが、それはインターネット上で県内のアート作品が見れるという場をつくっています。それは当然家のパソコンの中から様々な障がいのある方のアート作品が見れる環境をつくっているんですけども、そういうことですよ。家からでもそういうものを楽しめるとか、そういう視点も非常に大事だと思いますので、そういうITの力も活用しながらどこにいても見れる、楽しめる環境っていうのは引き続きやっていきたいと思っています。以上です。あと、すみません。

1個前の安達さんの御意見のところちょっと私が把握し切れてなかったんですけども、その精神疾患の方についての正しい知識みたいなところを早い段階から教育というか、教育の面でもっていう視点が、すみません。抜けていました。そういう意味では、新旧で言えば精神保健、18ページとか、まさに精神保健の県民に対する正しい知識の普及を図っていくというのは(2)の4ポツ目辺りで既に記載をしているところです。取組として高校、中学にそういうテキストを配布してっていう取組が進んでいると承知していますので、記載自体はこういうふうに従前からございますが、取組として高校とか中学とか早い段階からの普及啓発というのは教育委員会と連携してやっていきたいと思っています。すみません、以上です。

(花島会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。現地のほうで特に手が挙がっている方いらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

(中嶋課長補佐) はい。障がい福祉課の中嶋です。特にこちら県庁会場のほうで御発言というのはございません。

(花島会長) はい、ありがとうございます。それでは本日の議事が終了したかなと思いますので、熱心に御意見いただきましてありがとうございます。じゃあ、この辺りでそれでは司会を

事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

(中嶋課長補佐) はい。鳥取県障がい福祉課の中嶋です。花島会長、司会進行のほうしていただきまして、ありがとうございました。委員の皆様は、本日は熱心に御議論いただきましてありがとうございました。そうしましたら本日の会議、特に大きな修正等ございませんでしたので、本日出させていただきました改定案をベースに最終的に作成のほうを進めてまいりたいと思います。また、今後委員の皆様にもメールなり文章なりで御意見のほう最終バージョンを最終盤につきまして御連絡また御意見のほういただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして、令和5年度第2回鳥取県障害者施策推進協議会について閉会とさせていただきたいと思います。本日は皆様お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございました。

(花島会長) ありがとうございます。失礼します。